

3 雇用管理

介護休暇の規定を有する事業所の割合が上昇——厚労省調べ

厚生労働省は7月30日、「平成29（2017）年度雇用均等基本調査（確報版）」の結果を公表した。事業所を対象にした調査では、育児休業制度の規定がある事業所割合は75.0%、介護休業の規定がある事業所も70.9%とそれぞれ前年調査に比べ微減。その一方で、介護休暇の規定がある事業所は64.8%で若干増えている。

育児休業の規定がある事業所は75.0%

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上で前年調査比1.6ポイント減の75.0%（平成28（2016）年度76.6%）、事業所規模30人以上も同2.1ポイント低下の93.2%（同95.3%）となった。産業別に見ると、規定のある事業所割合は金融業、保険業（98.7%）、複合サービス事業（98.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（95.4%）、情報通信業（91.1%）、教育、学習支援業（90.8%）で高く、その割合は規模が大きくなるほど高くなる。

有規定事業所の1割強が2歳超の休業期間

平成29年10月1日の改正育児・介護休業法施行前は、子が1歳以後、保育園等に入れられないなどの場合には、事業主に申し出ることにより、育児休業期間を最長1歳6カ月まで延長できた。施行後は、1歳6カ月以後も保育園等に入れられないなどの場合、事業主に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになった。

そこで、育児休業制度の規定がある

事業所で、子が何歳になるまで育児休業を取得できるかを見ると、「2歳（法定どおり）」が52.2%と最も高く、次いで「2歳未満」36.3%、「2歳を超え3歳未満」9.2%が続き、「3歳以上」も2.3%見られた。同じ子について取得することができる育児休業の回数は、「1回（法定どおり）」が86.8%と最多で、以下、「2回」2.6%、「制限なし」10.3%などとなっている。

男性の育児休業取得者割合が5.14%に

平成27（2015）年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、平成29年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合は83.2%となり、前回調査（平成28年度81.8%）より1.4ポイント上昇した。また、同期間内に出産した制度の対象となる有期契約労働者の育児休業取得率は70.7%で、前回調査（同70.0%）より0.7ポイント上昇している。

他方、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、平成29年10月1日までに育児休業を開始した者（同）の割合は5.14%と、前回調査（平成28年度3.16%）より1.98ポイント上昇している。

育児のための労働時間短縮制度がある事業所は7割

調査は、働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項についても尋ねている。

それによると、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は69.6%で、前回調査（平成28年度65.6%）に比べ4.0ポイント上昇した。

その最長利用可能期間を見ると、「3歳未満」が最も高く38.8%（平成28年度39.9%）。次いで、「小学校就学の始期に達するまで」が30.2%（同30.8%）、「小学校入学前～小学校3年生まで」が9.4%（同7.7%）となっている。「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は54.5%（同53.5%）で、全事業所に対する割合では37.9%（同35.1%）と、前回調査に比べ2.8ポイント上昇した。

介護休業の規定がある事業所は70.9%

介護休業制度の規定状況を見てみると、介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では前回調査より1.7ポイント低い70.9%（平成28年度72.6%）、事業所規模30人以上も90.9%（同91.8%）と前回調査に比べ0.9ポイント低下した。産業別では、複合サービス事業（97.2%）、金融業、保険業（95.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業（95.6%）で規定がある事業所の割合が高く、育児休業制度同様、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなる。

有規定事業所の2割弱が取得回数制限なし

介護休業制度の規定がある事業所の介護休業期間については、「期間の最

長限度を定めている」とする事業所割合は96.3% (平成28年度96.0%)、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所割合は3.7% (同4.0%)となっている。その期間を見ると、「通算して93日 (法定どおり)」が84.5% (平成28年度86.3%)と最も高く、次いで「1年」8.8% (同8.4%)、「6カ月」2.6% (同2.2%)の順となる。

平成29年1月1日の改正育児・介護休業法施行前は、労働者は要介護状態ごとに1回の介護休業を通算して93日まで取得することができた。施行後は、同一の対象家族について、介護休業を通算して93日の範囲内で3回まで取得することができるようになってきている。

そこで介護休業制度の規定がある事業所の取得制限について見ると、介護休業の取得回数に「制限あり」とする事業所割合は82.5%、「取得回数に制限なし」とする事業所割合は17.5%だった。取得回数に「制限あり」とする事業所のうち、割合が最も高いのは「3回 (法定どおり)」とする事業所で、81.5%を占めた。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に介護休業を取得した者がいた事業所の割合は2.0% (平成27年度1.3%)。介護休業者がいた事業所のうち、男女ともに介護休業者がいた事業所の割合は11.0% (同1.1%)、女性のみいた事業所の割合は60.1% (同74.4%)、男性のみいた事業所の割合は29.0% (同24.5%)となっている。

介護休暇の規定がある事業所は64.8%

一方、介護休暇制度の規定状況を見ると、介護休暇制度の規定がある事業所割合は、事業所規模5人以上では

64.8% (平成26 (2014) 年度62.2%)、事業所規模30人以上では83.5% (同80.6%)となっており、それぞれ前回調査比で2.6ポイント、2.9ポイント上昇した。産業別に見ると、電気・ガス・熱供給・水道業 (93.8%)、複合サービス業 (91.5%)、金融業、保険業 (90.6%)で制度がある事業所の割合が高く、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合は高い。

介護休暇制度の規定がある事業所において、休暇日数の制限の有無や内容を見ると、「制限あり」が95.6% (平成26年度94.5%)。制限がある場合の1年間に取得できる休暇日数は、「対象家族が1人の場合」は「5日」が93.5%、「対象家族が2人以上の場合」は「10日」が94.3%でそれぞれ最も高くなっている。

介護休暇の取得可能単位については、「時間単位では取得できないが、半日単位では可 (法定どおり)」が68.0% (平成26年度16.3%)と最も高く、次いで「時間単位で取得可」が16.4% (同21.3%)となっている。

介護のための労働時間短縮制度がある事業所が6割超に

調査は、働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項についても調べている。それを見ると、介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は63.4%と、前回調査 (平成26年度59.5%)に比べ3.9ポイント上昇した。

介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の最長利用可能期間を見ると、「3年 (法定どおり)」が67.7%で最も高く、次いで「3年未満」22.7%、「5年を超える期間」8.5%などとなっている。

5%で介護のためのフレックスタイム制度を導入

介護のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況 (複数回答)を見ると、「短時間勤務制度」61.6% (平成26年度57.5%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」33.6% (同27.6%)、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」15.7% (同11.5%)、「介護に要する経費の援助制度」5.1% (同3.2%)、「在宅勤務・テレワーク」5.1% (同2.2%)の順で多い。

管理職に占める女性の課長・部長が上昇／企業調査

なお、企業調査で、企業の課長相当職以上の管理職に占める女性の割合を調べている。それも見ておくと、その割合は11.5%で前年度調査より0.6ポイント減少した。役職別に見ると、役員相当職が20.7%で2ポイントの減少となった一方、課長相当職は9.3% (前年度8.9%)で0.4ポイント増、部長相当職も6.6% (6.5%)で0.1ポイント増加している。

調査は、男女の雇用均等問題に係る実態を把握することを目的に毎年実施。今回調査では、全国の企業と事業所を対象に、管理職に占める女性の割合のほか、育児休業制度や介護休業・休暇制度の内容および利用状況などについて、平成29年10月1日現在の状況を調べた。企業調査 (常用労働者10人以上)は、調査対象数5,981企業のうち有効回答数3,627企業 (有効回答率60.6%)。事業所調査 (常用労働者5人以上)は、調査対象数6,160事業所のうち有効回答数3,869事業所 (有効回答率62.8%)となっている。(調査部)